



発行 東京都

目次

80

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）……………
○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十六号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十八年東京都規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式の改正規定を次のように改める。

別記第九号様式中「㊦」を「㊧」に改め、同様式備考1中「第66条の2」を「第68条」に改め、同様式備考中4を5とし、同様式備考3中「第145条第2項」を「第147条第1項又は第44条第1項」に改め、同様式備考中3を4とし、「2を3とし」、1の次に次のように加える。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割の納税義務者が、法第445条第2項の規定によ

る軽自動車税環境性能割の非課税を申告する場合に準用すること。この場合において、「自動車税非課税申告書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）非課税申告書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「普通自動車 小型自動車 3輪」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

別記第十二号の三様式の改正規定中「同様式備考1中」の次に「〔第112号様式（乙）〕」を「第112号の2様式（甲）」に改め、を「を」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二から第二十八条の九までを次のように改める。

第二十八条の二から第二十八条の七まで 削除

（条例第七十六条の下肢等障害者の範囲等）

第二十八条の八 条例第七十六条第一項第一号に規定する下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下「下肢等障害者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
下肢不自由		一級から六級までの各級
体幹不自由		一級から三級までの各級及び五級
上肢不自由		一級及び二級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級及び二級
	移動機能	一級から六級までの各級
視覚障害		一級から三級までの各級及び四級の1
聴覚障害		二級及び三級
平衡機能障害		三級及び五級
音声機能又は言語機能障害		三級(こう頭摘出に係るものに限る。)
心臓機能障害		一級、三級及び四級
じん臓機能障害		一級、三級及び四級
呼吸器機能障害		一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級、三級及び四級
小腸機能障害		一級、三級及び四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級から三級までの各級
肝臓機能障害		一級から四級までの各級

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三による重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症

体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各項症(こう頭摘出に係るものに限る。)
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

三 東京都が知的障害者に発行する手帳(以下「愛の手帳」という。)の交付を受けている者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で前二号の規定に該当するものを除く。)のうち、当該手帳に知的障害の程度が総合判定一度から三度までである者として記載されている者

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十六条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限り、かつ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者で前三号の規定に該当するものを除く。)

2 条例第七十六条第一項第一号に規定する自動車の取得は、自家用の乗用車に限るものとし、当該自動車の取得に係る環境性能割の減免の額は、次に掲げる金額のうち

ずれか少ない金額とする。

一 条例第七十六条第一項の規定による減免適用前の税額

二 三百万円(取得した自動車が下肢等障害者が運転するための構造変更又は下肢等障害者の利用に供するための構造変更がなされたものである場合には、三百万円にこれらの構造変更に要した金額を加算した金額)に前号の税額の算定の基礎として用いた税率を乗じて得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

3 次に掲げる自動車の取得を除き、条例第七十六条第一項第一号に規定する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けた者が当該減免を受けた自動車を取得した日の属する年度中にした同号に規定する自動車の取得(当該減免に係るものを除く。)については、同条の規定は適用しない。

一 当該減免に係る下肢等障害者以外の下肢等障害者に係る自動車の取得

二 道路運送車両法第十五条第一項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得

三 災害等若しくは事故により破損し、又は盗難にかかった自動車に代わる自動車の取得

四 前三号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる自動車の取得

4 条例第七十六条第一項第二号に規定する規則で定める自動車の取得は、次に掲げる自動車の取得とする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 構造上専ら下肢等障害者の利用に供するためのものと認められる自動車であつて、現に当該自動車の使用の目的のために供されるものに係る自動車の取得

三 構造上下肢等障害者の利用に供するためのものと認められる自動車であつて、現に当該自動車の使用の目的のために供されるものうち、前号に規定するもの以外

のものに係る自動車の取得(下肢等障害者の利用に供するための構造変更を要した金額に対応する部分の取得に限る。)

四 専ら下肢等障害者が運転するための構造変更がなされた自動車であつて、現に当

該自動車の使用の目的のために供されるものうち、営業用のものに係る自動車の取得(当該構造変更を要した金額に対応する部分の取得に限る。)

五 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められる自動車の取得(条例第七十六条第三項ただし書の障害の程度を証する書類)

第二十八条の九 条例第七十六条第三項ただし書に規定する障害の程度を証する書類で規則で定めるものは、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

第二十八条の十の二の見出し中「第八十二条」を「第八十五条の四」に改め、同条第一項中「第八十二条第一項」を「第八十五条の四第一項」に改め、同条第二号中「(次条第一項に規定する下肢等障害者をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第八十二条第三項」を「第八十五条の四第三項」に改める。

第二十八条の十一の見出しを「(自動車税の種別割の減免)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第八十三条第一項」を「第八十五条の五第一項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一百五十一条」を「第一百七十七条の十第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一百五十二条第二項」を「第一百七十七条の十第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条の十二 削除
第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除
附則第十一項中「第六十七条第一項第一号イ(1)」を「第七十七条第一項第一号イ(1)」に改め、「並びに」の下に「第二十八条の十第四号の規定の適用を受ける自動車並びに」を加え、「平成三十一年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 ガソリン自動車(条例附則第七条第一項第一号に規定するガソリン自動車をいう。以下同じ。)

又は石油ガス自動車(同号に規定する石油ガス自動車をいう。以下同じ。)

で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

附則第十一項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「軽油自動車(条例附則第七条第一項第二号に規定する軽油自動車をいう。次項第六号において同じ。)」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「新車新規登録を受けたもの」を「初回新規登録を受けたもの(初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度)」に改める。

附則第十二項中「が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税を(同条第四号の適用を受ける自動車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七條の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(第二十八條の十第四号の適用を受ける自動車にあつては、同年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に改め、同項第四号を次のように改める。

四 ガソリン自動車のうち、条例附則第七条第二項第四号に掲げるもの

附則第十二項第五号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を「軽油自動車」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 石油ガス自動車のうち、条例附則第七条第二項第五号に掲げるもの

附則第十三項中「であつてエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」に対する第二十八條の十の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に

は平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税を「のうち次に掲げるものに対する第二十八條の十の規定の適用については、当該自動車(同条第四号の適用を受ける自動車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七條の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(第二十八條の十第四号の適用を受ける自動車にあつては、同年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に改め、同項に次の各号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、条例附則第七条第三項第一号に掲げるもの

二 石油ガス自動車のうち、条例附則第七条第三項第二号に掲げるもの

附則に次の四項を加える。

14 東京都都税条例等の一部を改正する条例(令和元年東京都条例第四号)の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた特種用途自動車(第二十八條の十第四号の規定の適用を受ける自動車に限る。以下この項において同じ。)であつて東京都都税条例の一部を改正する条例(平成二十八年東京都条例第八十二号)による改正前の東京都都税条例(以下この項において「平成二十八年改正前の東京都都税条例」という。第六十五條の規定により平成二十八年改正前の東京都都税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた特種用途自動車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六條その他の地方税法に関する法律及び平成二十八年改正前の東京都都税条例の規定により平成二十八年改正前の東京都都税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。))又は同日までに法の施行地外において条例第六十五條第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二で定めるものの用に供されたことがある

特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものについての第二十八條の十第四号の規定の適用については、同号中「第七十七条第一項第一号ロ」とあるのは、「附則第七条の二第一項」とする。

15 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車（条例第七十七条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。）、天然ガス自動車（条例附則第七条第一項に規定する天然ガス自動車をいう。）、条例附則第七条第一項に規定するメタノール自動車、混合メタノール自動車及び電力併用自動車を除く。）のうち、附則第十一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、前項中「とする」とあるのは、「と」、「相当する率」とあるのは「相当する率に一・一五を乗じた率」とする。

16 附則第十四項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第十二項各号に掲げるものに対する附則第十四項の規定の適用については、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、附則第十四項中「とする」とあるのは「と」、「相当する率」とあるのは「相当する率に百分の二十五を乗じた率（五百円未満の端数があるときはその端数金額を五百円とし、五百円を超え千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」とする。

17 附則第十四項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第十三項各号に掲げるものに対する附則第十四項の規定の適用については、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、附則第十四項中「とする」とあるのは「と」、「相当する率」とあるのは「相当する率に百分の五十を乗じた率（五百円未満の端数があるときはその端数

金額を五百円とし、五百円を超え千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする」とする。

別記第二十二号の三様式(丁) (表中) 自動車税 を

自動車税種別割 に、「あて」を「宛」に改め、同様式備考一中「自動車税」

を「自動車税種別割」に改める。

別記第二十三号様式(丙) (表中)「自動車税督促状」を「自動車税(種別割)督促状」に改め、同様式備考一中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第二十四号様式(丙) (表中)「自動車税徴収引受通知書兼納税催告書」を「自動車税(種別割)徴収引受通知書兼納税催告書」及び「自動車税(種別割)徴収引受通知書兼納税催告書」に改め、同様式(乙)中「自動車税徴収引受通知書兼納税催告書」を「自動車税(種別割)徴収引受通知書兼納税催告書」及び「自動車税及び」を「自動車税種別割及び」に改める。

別記第三十一号の二様式中「あて」を「宛」に改め、同様式備考一中「ゴルフ場利用税、自動車取得税」を「ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割」及び「自動車取得税にあつては「法人事業税」とあるのは「自動車取得税」及び「自動車税環境性能割にあつては「法人事業税」とあるのは「自動車税」と、「の次に「軽自動車税環境性能割にあつては「法人事業税」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、

「自 年 月 日 事業年度分の」とあるのは「
至 年 月 日」

年 月 日取得の車両番号の軽自動車に係る」と、」を加える。

別記第三十九号様式中「あて」を「宛」に改め、同様式備考一中「自動車税、自動車取得税」を「自動車税、軽自動車税環境性能割」及び「自動車税」にあつては「徴収区分」、「登録番号」及び「自動車の種別・用途」を、自動車取得税にあつては「取得年月日」、「登録番号」及び「自動車」を「自動車税環境性能割にあつては「取得年月日」、「登録番号」及び「自動車の種別・用途」を、自動車税種別割にあつては「徴収区分」、「登録番号」及び「自動車の種別・用途」を、軽自動車税環境性能割にあつては「

は「取得年月日」、「車両番号」及び「軽自動車」に「省略するものとし」の次に「自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割にあつては「税額」とあるのは「環境性能割額」と、自動車税種別割にあつては「税額」とあるのは「種別割額」とを加へる。

別記第四十四号の二様式に「読み替えるものとします」や「読み替えるものとし、不動産取得税納税義務免除申告書として用いるときは、「電話番号」とあるのは「電話番号」と読み替えるものとします」に「個人番号」

別記第四十五号の三様式中「氏名」及び「氏名個人番号」

④ 「氏名」及び「個人番号」

⑤ 「この表の二様式に「による届出」の次に「及び同令附則第十條第四項の規定により読み替えて適用される同法第七〇條の四第二項の規定による届出」や「二様式に「第23條の7第20項各号」や「第23條の7第20項又は第42項各号」に「別記第九十七号様式に「10 その他（）」や「10 その他（）」11 バス（一般貸切用）」に改める。

別記第十一号様式（甲）を次のように改める。

第111号様式(甲) (条例第76条、第85条の4(保))

自動車税減免申請書(公益その他用)										
都税総合事務センター所長 宛										
納税義務者 住所 氏名(名称) () 電話番号 ()										
東京都都税条例 第76条 の規定により、次のとおり 自動車税環境性能割 の減免を申請します。										
定置場	自動車税種別割									
登録年月日	年	月	日	車体の形状	乗用車 トランス バレー トレーラー(けん引、被けん引) 特種用途車()					自家用・営業用の別
種別	普通小型	乗用車	トランス	バレー	トレーラー	(けん引、被けん引)				自家用
最大積載量	乗車定員 乗車定員 又は総容積 kg 又は総容積									
自動車税環境性能割										
課税標準額	円	構造変更に変更した金額	円	①	証紙徴収分(普通徴収分(年度))	円	減免額	円	減免額	
環境性能割額	円	減免額	円	②	減免額	円	減免額	円	減免額	
自動車の使用の状態及び減免を受ける理由										

(日本産業規格A14第2)

備考1 この様式は、条例第76条第1項第2号の自動車の取得に係る自動車税環境性能割の減免の申請

2 この様式は、軽自動車税環境性能割の納税義務者が、法第461条の規定による軽自動車税環境性能割の減免を申請する場合に準用すること。この場合において、「自動車税減免申請書(公益その他用)」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)減免申請書(公益その他用)」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃止等

「普通」
年月日」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃止等」と読み替えるものとする。

- 3 規則第28条の8第4項第2号から第4号までの自動車の取得に係る自動車税環境性能割の減免及び規則第28条の10の2第1項第2号の自動車に係る自動車税環境性能割の減免の申請にあつては、「自動車税減免申請書(公益その他用)」とあるのは「自動車税減免申請書(構造用)」と読み替えるものとし、当該減免に係る下肢等障害者の「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」及び「納税義務者との続柄」並びに事業所の「所在地」及び「名称」を付記すること。
- 4 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

3輪

別記第百十一号様式(乙)を次のように改める。

第111号様式(乙)(条例第76条、第85条の5関係)

登録番号		地区表示	車種番号	かな	番号
自動車税減免申請書(下肢等障害者用)					
都総務センター所長 宛					
納税義務者			住所		
氏名 (印)			氏名 (印)		
電話 (印)			電話 (印)		
東京都条例 第76条 第85条の5 の規定により、次のとおり 自動車税環境性能割 の減免を申請します。					
登録年月日	年月日	用途	普通・小型		
自動車税環境性能割			普通・小型		
課税標準額	減免額	種別割額	普通徴収分(年度)		
環境性能割額①	差引納付額①-②	種別割額③	種別割額⑤		
		減免額④	減免額⑥		
		差引納付額③-④	差引納付額⑤-⑥		
住所					
氏名	都道府県	市町村	納税義務者との続柄		
身体障害者手帳又は戦傷病者手帳	障害の区分	障害等級	下肢 2 体幹 3 上肢 4 その他()		
変更の手帳	手帳の番号	都道府県	第 号	項定・第 級	級
精神障害者保健福祉手帳	交付年月日	都道府県	第 号	交付年月日	年月日
	交付年月日	都道府県	第 号	障害等級	自立支援医療受給者番号
運転者の運転免許証の記載事項	氏名	住所	納税義務者との続柄		
	免許証番号	住所	氏名		
	有効期限	住所	氏名		
自動車の使用状況	目的	1 通所 2 通院 3 通学 4 通園 5 その他()	電話		
	通所先等住所		電話		
	通所先等名称		電話		

備考 1 この様式は、条例第76条第1項第1号の自動車の取得に係る自動車税環境性能割の減免の申請に用いること。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割の納税義務者が、法第461条の規定による軽自動車税環境性能割の減免を申請する場合に適用すること。この場合において、「自動車税減免申請書(下肢等障害者用)」とあるのは「軽自動車税環境性能割」減免申請書(下肢等障害者用)と、「自動車税減免申請書(普通・中型・大型・その他)」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等作年月日」と、「普通・小型」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別記第四十五号の三様式の改正規定は公布の日から、別記第四十四号の二様式の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

